

結論1 本改正法案は違憲である

本改正法案は、①集団的自衛権、②後方支援、③自衛官の武器使用という3つの対象行為について現行憲法の解釈に照らして違憲であり、これを憲法改正手続きなくして実施することは、実質的に解釈による改憲である。

①集団的自衛権の行使

既に確立された憲法解釈上、我が国に対する武力攻撃が存在することが自衛権行使の必要条件であり、少なくとも、我が国に対する武力攻撃も無く攻撃の意図も無い相手に対する武力の行使は、現行憲法に反し違憲となる。

<安全保障法制の体系に反する>

現行自衛隊法第76条1項において、自衛権行使の対象となる武力攻撃の定義が「我が国に対する武力攻撃」とされており、今回「武力攻撃」の定義を他国にまで広げたことは、従来の安全保障法制の枠組みを逸脱している

<確定した政府見解に反する>

今回政府が認められると主張している「限定的な」集団的自衛権の行使についても、既に複数回国会の審議で議論されており、内閣法制局は我が国に対する武力攻撃が無いのに我が国が武力の行使を行うことは、限定的な要件を付してもなお、違憲であることを明確に示している。

②後方支援

本改正法案によって政府が実施するとしている後方支援は、その実質において、武力行使そのもの以外の兵站行為の全てが含まれているが、これは、明らかに武力行使と一体化したものを含んでおり違憲である。

<相手国から見れば軍事目標>

発艦準備中の航空機に給油や弾薬の補給をする行為は、従来明らかに違憲だと考えられてきた事案であって、自衛隊の補給船は国際法上も明らかに相手国の反撃における軍事目標となることから、我が国が国際法を無視して憲法との関係で一体化しないと云っても強弁に過ぎない。

<無理に主張すれば自国防衛に悪影響>

このような不合理な解釈を無理に主張し、我が国の兵站活動が武力の行使ではないとする場合、それとの整合性をとるために、逆に我が国が武力攻撃を受けた場合に、発艦準備中の航空機に給油や弾薬を補給するといった明らかに武力攻撃に密着した兵站行為を行っている相手国に対して、その国が武力攻撃自体を行っていない限り個別的自衛権を行使できないという、自国防衛との関係で深刻な問題

を生じさせかねない。

③自衛官による武器使用

本改正法は、自衛官の武器使用という枠組みで、他国の武器等防護を行えるとしているが、その実態は明らかに自衛隊による組織的な武力の行使であり、憲法第9条に反する。

<艦船や航空機を自衛官が守るのは不可能>

防護対象の武器には艦船や航空機等も含まれ、防護とはミサイルの迎撃や一定の反撃を含むから、これを自衛官個人が行えるはずが無い。

<実質が組織的防護なら武力の行使に他ならない>

法文上の主語を自衛官にしているのは、そうしなければ武力の行使として違憲となるからだが、主語を変えただけで実質的には組織的防護である以上、その違憲性を免れるわけではない。

結論2 本改正法案は国民に対する説明と異なる欠陥法案である

政府が、本法案について国民の理解を深め、成立を図ろうとするのであれば、少なくとも、政府の国民への説明内容、すなわち国会答弁と法文を一致させることが必要条件であるがそうはなっていない。

①新三要件のうち二要件は明確に法文上に規定されていない

<第2要件>

対処基本方針の記載事項とされているだけで、武力の行使以外に適当な手段が無いことは武力行使の要件とはなっていない。

<第3要件>

法文上は「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」という基準であり、必要最小限とはなっていない。しかし、自国が攻撃を受けていない場合には合理的に必要な範囲と必要最小限は通常異なるから、明確に必要最小限と規定すべき。

②後方支援の支援対象の適法性や武力行使との一体化を防ぐための基準も法文上は明確に規定されていない。

<対象の適法性>

政府自身が国際法上違法な戦争の支援はしないと説明する一方、支援対象国が不法な先制攻撃をした場合などでも法律上は後方支援ができる建付け。それでは

<資料 5 >

2015.09.16 水上貴央

違法な戦争支援になってしまうため、支援対象の適法性を後方支援の実施要件として法定すべき。

<一体化の防止>

武力行使との一体化を防ぐための具体的な基準は法定されておらず、政府の大森 4 要素による判断では実質的に限定がかかっていない。そのため明確な判断基準を法定すべき。

③武器使用について自衛官を主語としていることを国会で説明していない

自衛官の武器使用による他国の武器防護という基本的な建付けに無理がある以上、多少の修正を加えても違憲性を免れ得ないが、自衛隊を主語にしてしまうと明らかに武力行使になってしまい手詰まり状態。

結論 3 本改正法案は国益に反し自衛官を犠牲にする

政府が説明している本改正法の必要性（立法事実）である「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」に対して、自国を守るという観点からこの改正法案には実効性が無い。

むしろ、米国の行う武力行使について世界中で兵站活動を肩代わりすることによって、自国防衛を犠牲にするか又は大幅な財政出動による防衛費増大を招かざるを得ない可能性が高い。そして、こうした論点については政府から全く説明がなされていない。

自衛官の安全と名誉の保全という観点からも、極めて重大な問題を内包しており、法的不備のしわ寄せが自衛官に対してなされていると言わざるを得ない。

①存立危機事態防衛は我が国の防衛力強化につながらない

<ホルムズ海峡での機雷掃海>

我が国の石油備蓄の状況に照らせば、機雷が敷設されても存立危機事態にはならない。

<日本海その他での米艦攻撃>

存立危機事態の認定は間に合わない。予め米艦攻撃がなされれば自動的に反撃すると決めておくのでは単なる集団的自衛権行使と変わらない

②後方支援とは世界中で米国の兵站をし、そのコストを負担することである

<実態は米国の兵站部隊>

<資料5>

2015.09.16 水上貴央

重要影響事態の認定も、支援内容も、実施区域も米国からの要請と情報提供に従って“総合判断”される可能性が高い。

<米国負担の肩代わりと財政支出>

米国は自衛隊を充てにして予算縮減を計画。我が国の防衛費増大は財政危機につながる一方、防衛費を拡大せずに兵站負担を肩代わりすれば自国防衛が危うくなる。

③自衛官は違憲で不備のある法案のしわ寄せを被っている

<国外犯規定>

命令違反等には国外犯規定が適用される一方で、武器の不正使用には国外犯規定が適用されず。

<法の不備>

このような法の不備が生じたのは、武器使用の主体を自衛官にしたため、武器不正使用に国外犯規定を置くと、今度は正当性のない武器等防護が為された責任が自衛官個人に向けられることになる。

総括 ～安全保障が重要ならばこそ出し直すべき～

このように極めて問題が多い法案を、国民の多くが理解しておらず、また理解が進むほどに反対が大きくなる状況において、敢えて今国会で強硬的に成立させることは、およそ国益にかなうとは言えない。

政府が、真に「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」を自覚し、安全保障法制の再整備が必要と考えるのであれば、本改正法のような国民への説明と法文が異なる法案は一旦撤回したうえで、まずは現行の憲法秩序において行いうる法整備について、国民に偽ることなく説明し、その成立を図るべきである。そして、どうしても憲法の改正が不可欠なのであれば、十分な国民的議論を踏まえた上で憲法改正を堂々と議論すべきである。